

- (2) バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の課税標準の特例措置の対象となるバイオエタノール等の範囲に、カーボンリサイクル技術を用いて製造されるエタノール等を加える。
- (3) 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を3年延長する。
- (4) 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。
- (5) 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。
- (6) 沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。
- (8) 航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (9) 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。

(地方税)

[延長・拡充]

〈ゴルフ場利用税〉

- (1) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合（都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用について、ゴルフ場利用税の非課税措置を講ずる。
- (2) 国際的な規模のスポーツの競技会（閣議において決定又は了解されたものに限る。）（注）のゴルフ競技に参加する選手が当該競技会のゴルフ競技として、又は当該競技会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合（当該競技会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用について、当分の間、ゴルフ場利用税の非課税措置を講ずる。
（注）令和2年に開催される東京オリンピック競技大会を含むものとする。